

# 袋井市都市計画審議会

## 会議録

# 情報公開用

開催日 平成18年2月24日(金)

場所 袋井市役所 庁議室



【11時00分開会】

計画係長

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、袋井市都市計画審議会を開催させていただきます。本日は、委員15名中、13名のご出席をいただいております。審議会条例第7条第2項に規定による定足数を満たしておりますので、ご報告を申し上げます。

本日の審議会は、事前に配付させていただきました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、私は、お手元の次第にあります次第4の会長選出までの司会進行を努めさせていただきます、都市計画課計画係の白井と申します。よろしく願いを申し上げます。

それでは、審議会の開催にあたりまして市長からご挨拶を申し上げます。

市長

「市長挨拶」

計画係長

それでは、次第に従いまして委員の皆様方をご紹介させていただきます。お手元の本審議会の「資料編」の中に委員名簿を付けさせていただきますので、ご参照いただきたいと思います。新市となりまして初めての都市計画審議委員会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

市議会議長 永田勝美 様 市議会副議長 戸塚 和 様 市議会建設経済委員長 久野松義 様 市議会民生福祉委員長 戸塚文彦 様 浅羽町商工会長 大石二郎 様 都市計画専門家 笠間益雄 様 合併協議会委員でありました新海智美 様 袋井市商工会議所会頭 塚本正樹 様 袋井市農業委員会会長 久野鉄平 様 旧浅羽町都市計画審議会委員でありました原田清司 様 旧浅羽町まちづくり委員でありました岡本洋子 様 袋井土木事務所長 今井博志 様 自治会連合会代表（会長）沼野 榮 様 本日、欠席されておりますが、市議会議員総務文教委員長 秋田 稔 様 袋井市NPO連絡協議会副会長 山鳥裕子 様以上15名の皆様でございます。

なお、任期につきましては、平成19年8月31日までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、次に会長の選出でございますが、選出方法は、袋井市都市計画審議会

条例第6条第1項の規定によりますと「学識経験の有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により定める。」となっておりますが、運営規程第2条第3項の規定により、「委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。」となっております。指名推薦の方法で、進めさせていただきたいと思いますが如何でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

計画係長

それでは、指名推薦による会長選出とさせていただきます。ここで皆様にお諮りいたします。会長の指名推薦にあたりまして、皆様方からご意見をいただきたいと存じます。

沼野委員

都市計画専門家である笠間益雄委員が、よいのではないかと思います。

計画係長

ただ今、沼野委員より笠間委員さんのご意見がございました。笠間委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

計画係長

それでは会長は、笠間委員さんをお願いしたいと思います。恐れ入りますが、会長席へお移り下さい。それでは、新会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

会長挨拶

計画係長

ありがとうございました。

ここで、恐れ入りますが市長は公務のため退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これからは次第に従いまして、会長に議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、審議会を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、会長代理が欠員となっておりますので、会長代理を選出したいと思います。本審議会条例第6条第3項の規定により、「会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」となっておりますので、私から指名をさせていただきます。

だきます。会長代理を、大石二郎委員さんをお願いをいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長

ご異議ないようでありますので会長代理は、大石二郎委員さんをお願いいたします。

次に、運営規定第5条第1項の規定にあります、会議録署名人であります、議長及び議長が指名した委員1名が署名をすることとなっておりますので、私から指名させていただきます。名簿の学識経験者の若い番号順ということで、大石二郎委員さんをお願いをいたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長

ご異議無いようでありますので、署名人は、大石二郎委員さんをお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。今回の審議事項は、中遠広域都市計画道路の変更に係ります西通新池線、掛之上小野田線の都市計画案についての審議でございます。

これらの案件につきましては、資料にもございますように、本日付けで袋井市長から袋井市都市計画審議会会長あてに諮問がされております。それでは、議第1号中遠広域都市計画道路の変更 袋井市決定 について事務局からの説明をお願いいたします。

都市計画課長

都市計画課長の原田でございます。よろしく御願いたします。

本日、ご提案を申し上げます資料につきましては、既にお配りしてございます「提出議案」「報告事項」「資料編」でございます。

なお、当日配布の参考資料といたしまして「袋井市の都市計画」を配布させていただきました。

それでは、第1号議案「中遠広域都市計画道路の変更について〈袋井市決定〉」についてご説明させていただきます。

「提出議案」の2ページをお開きいただきたいと思います。図面につきましては、正面の図面または附図としまして6ページから8ページにありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、都市計画道路「西通新池線」及び「掛之上小野田線」の変更の経過について申し上げます。今回変更を予定しておりますこの2路線は、昭和29に袋井駅前の西通を中心として、小野田地内の能光寺までを「西通小野田線」として幅員11mで、新池地内の松下電器までを「西通新池線」として幅員8mで当初都市計画決定をいたしましたものでございます。

その後、この全区間を小野田田原線として名称を変更し、駅前の区画整理事業や平成14年度に開通した高西橋などの整備をしながら、隣の磐田市、JR袋井駅、愛野駅を結ぶ東西の幹線道路として、標準幅員を16mに都市計画の変更を重ねてまいりました。その整備を進めているところであります。

また、平成14年度には、都市計画決定の権限委譲に伴い市道部分と県道部分に区分けし「西通新池線」「西通掛之上線」「掛之上小野田線」の3路線の都市計画道路となっております。

それでは、今回の西通新池線の都市計画変更でございます。場所につきましては、7ページの「第1号議案附図 No2」をご覧くださいと存じます。

袋井駅の北側、西通の交差点から袋井土木事務所北側交差点まで、（県道袋井停車場線～県道袋井大須賀線まで）の区間340mとなります。

西通新池線は、平成14年度高西橋架橋後、平成18年度を目標に袋井土木事務所交差点までの整備を進めておるわけでございます。

今回の変更区間は、幅員11mで整備済みでございますが、引き続き天理教北側区間を整備するにあたり、現在の都市計画決定幅員であります11mから16mに都市計画変更をさせていただくというものでございます。

高西橋が、平成14年度に供用を開始したことによりまして、朝夕の通勤車両や、東名袋井インターチェンジ方面の商業、業務施設への交通量が増加いたしまして、その渋滞解消と歩行者、自転車の安全確保が十分にできない点がございまして、道路幅員を16mに変更し、歩道部分3.5mを確保することで、歩行者、自転車の安全確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、9ページには「標準横断面図」がございましてご覧くださいと存じます。

それでは次に、掛之上小野田線の都市計画変更でございます。場所につきましては、8ページ「第1号議案附図 No3」をご覧くださいと存じます。

掛之上地区では、現在「駅前第二地区土地区画整理事業」が行われており、JA袋井南支店の東側の交差点から能光寺前までの区間については、同地区の区画整理事業の事業計画に合わせて、平成9年度において標準幅員を16m変更したところであります

が、当該路線整備する上で、終点を用途地域界の恩田工務店前の交差点まで、東に140m延伸するものであります。

また、10ページには「標準横断面図」がございますのでご覧いただきたいと存じます。

なお、恩田工務店前から祢宜弥の区画整理地内までの区間については、市道整備として道路河川課が取り組んでいるところでありますので、申し添えさせていただきます。

以上、議案の説明とさせていただきます。

なお、第1号議案につきましては、都市計画法に基づく縦覧を平成18年1月23日から2月6日まで2週間縦覧いたしました。縦覧者、意見書の提出につきましては、いずれもございませんでした。

地元説明会及び地権者の皆様方には、個々に説明させていただき変更の周知を図らせていただきましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

会長

ただいま、計画案につきまして、説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。

地元への説明も十分行われたという報告もございました。縦覧の結果、意見書も0ということで、問題はなかるうかと思いますが、西通新池線も2回目の事業となります。地権者の事情もあると思いますが十分考慮して進めてください。

ほかにもございませんか。ないようですので、ここでお諮りいたします。袋井市決定の案件の議第1号中遠広域都市計画道路の変更 袋井市決定 についてこの案件につきましては、諮問のとおり進めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長

ご異議ないようですので、議第1号につきましては、諮問のとおり進められるよう答申いたします。予定いたしました審議につきましては、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

次に「報告事項」でございます「国土利用計画袋井市計画の策定」につきまして事務局から説明をお願いします。

都市計画課長

それでは、報告事項に入らせていただきます。

袋井市都市計画審議会 報告資料をご覧ください。

報告事項につきましては、本年度から 18 年度にかけて作業を進めております「国土利用計画袋井市計画」の策定状況について、ご報告を申し上げます。

「国土利用計画袋井市計画」は、平成 17 年度に土地利用の現況調査などを実施おりました。この結果を受けて平成 18 年度に計画素案の作成・検討、静岡県との調整を経て袋井市都市計画審議会に諮問し、最終的には市議会の議決をお願いして行く予定の案件でございます。従って、現時点での進捗状況などについて、皆様にご説明をするものでございます。

資料の 1 頁をお開き下さい。

1 の「目的」にもありますように国土利用計画袋井市計画は、市域における土地利用に関し、長期にわたり、適正かつ、安定した土地利用を確保するため必要な事項を定めるものであり、地域の特性を生かした総合的・計画的な土地利用を確保するため、必要な事項を定めるものでございます。

2 の「計画期間」としましては、現在、策定作業が進められております「袋井市総合計画」と整合させ、平成 18 年度から平成 27 年度の 10 年間で予定しています。

また、資料 2 ページ下段には、国土利用計画と他計画との位置づけにつきまして、図示させていただきましたのでご覧いただきたいと存じます。

そして、現在、進めております計画策定のための現況調査としては、3 ページへ飛びますがスケジュール表中、計画の策定作業の 1 ～ 8 の現況調査や検証などを行っているところでございます。

1 の「土地利用の現況調査」では、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地等の利用区分毎に土地利用の現況を把握、整理して「利用区分別面積表」及び「土地利用現況図」を作成するものでございます。

また、2 の「土地条件の調査」では、土地の持つ特性を把握するため、土地分級図、現存植生図、文化財分布図等の地図資料によりまして、自然や社会的、更には歴史・文化的な条件、又その土地の安全性など詳細な調査を行っているわけでございます。

調査の全部を説明申し上げますと大変ですので省略させていただきますが、これら計画策定の 7 つの調査や検証につきましては、本年度中にその作業を終了させたいと考えているわけでございます。

また、この現況調査と並行して「土地利用の基本方針」の検討も進めたいと考えているところでございます。



そして、平成18年度に入りまして、本格的に計画の素案を作成し、この検討を進めてまいりますので計画素案が固まった後に、静岡県28室との調整作業を経まして袋井市都市計画審議会に計画原案の諮問、答申をお願いしたいと考えております。

また、資料の2ページ上段には、「国土利用計画の策定フロー」を図示させていただきましたので参考としてご覧いただきたいと存じます。

なお、添付資料として、旧袋井市の国土利用計画第二次計画のパンフレットを参考に添付させていただきました。

この概要版でございます国土利用計画市町村計画では、このパンフレットにもありますように本市の「土地利用の基本方針」「地域別整備施策の方針」「ゾーン区分別整備施策の方向」「目標年次と人口などの目標及び土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」を定めることとなります。

そして、先程申しましたとおり、本都市計画審議会のご審議をいただき、最終的には市議会の議決を受けて計画策定が終了となりますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

以上、「国土利用計画袋井市計画」の策定状況の報告とさせていただきます。

会長

ただいま、報告事項につきまして説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。

委員

旧浅羽町と旧袋井市のかなりの部分は、低湿地であるという地下の状況どのように把握しているのか。それと同時に現在の河川の確率、最低でも1分の1以上の確率は、なくてはならないと思っております。1分の1に達していないところがどんなところにあるのか、そういう調査をどれくらいまでしているのかお聞かせ願いたいと思っております。

計画係長

16年11月の大雨でも相当浸かった家がございまして。国土利用計画のなかには、過去に治水、床下浸水などのデータは確かにあるわけがございます。

今回流域、松橋川、蟹田川、弁財天川の周りを開発しておりますので、その流域について調査し、基礎資料をつくっております。どこに流域があってどこが弱いかということもつくっていただくよう業者に要請しているところでございます。

委員

今、一番の基本は、市長が言うように「健康、安全」ということが主であると考えた時に、ここの計画を立てるのに一番大事な事は何かと言ったら、旧浅羽町でも失敗した例が宿毛でいっぱいであった。谷田に家を建てて傾いたり、地盤沈下をおこすということで何回もやりなおしている。そういうふうなところに本来家を建つべきではない。そういうものを、この計画の中にうたっていないといけない。

今、道路は、よくして勾配もあるから水の流れもよくなる。しかし、河川は、1分の1もないような所があったら1年に1回はパンクしますよということですね。それらを調査した基礎データを出していただいて、この部分はこんな土地利用をしたらよいか。面積的には、どの程度が適当か、その程度の基礎データをしっかりしていかないと、旧袋井市も谷田が多いですね。そういうふうなところに工場誘致もすべきではないし、住宅も建つべきではない。河川の下流部が対応できていないにも関わらず上流部を開発すべきでない。

総合的に考えていくために、地番の基礎データと同時に、河川の確率の何処にどんなものがあるというものをしっかりした調査をして、それを基に今後の地域の土地利用を考え、農業でやっていく場所は農業でやっていく、工業用地でやっていく場合には工業用地にする。それは、今言ったように河川の問題とか道路の問題、自然環境の問題も踏まえて早急に本年(平成18年)にやるということではなくしっかりしたデータを積み上げてやっていかないと20年30年後も関わる問題ですよということであり、考え方をお聞かせいただきたい。

会長

委員から現況の地下の地質、河川の確率についてどの程度まで調査がされるのか、それらについてどんな考え方をされているか説明をお願いします。

都市建設部長

地盤の基礎データということでありまして、地盤がどういうふうになっているかという目的で調査をしたという事例はありません。建物を建つとか、部分的に舗装をすとか、個々に地下のデータ解析をしています。これらは、企画課においてデータの集約をして把握しております。

例えば春岡のエリアの所は、地盤が悪い。それから愛野地区というところが地盤が悪いので、地盤改良をして整備しております。村松とかは部分地域で地

盤の悪い所がありますが、そういう所は農地として利用されている状況でありますので、実際に農地法による転用をする時にそういうお話をすればいい訳であります。個人の財産にも関わるといこともございまして、中々そういう所で行政指導できないというのが現状であります。

今後防災とか、考慮した場合に地盤の状態もわかるようなデータ収集もするし、そういうものを一つのマップにまとめるというのは必要であると思いません。

それから治水の関わりでございますが、袋井市内 2 級河川が縦横無尽に走っているということでございますので、例えば本線の太田川については下流域から 10 分の 1 の確率、原野谷川も 10 分の 1、その支線であります宇刈川は 5 分の 1、役所周辺でいきますと 10 分の 1、そういう状況のデータをいただいて確認をしております。普通河川と称するもの、特に排水路は、調査の結果 1 分の 1、若しくは 1 分の 1 が欠けるような状況になっております。ですから 1 分の 1 を下回るような小河川につきましては、道路河川課の方で随時整備を進めているという状況です。

浸水面等についても県土木等の協力によりましてハザードマップを作成することで進めておりますので、地盤の善し悪し、冠水の状況、そういうものについては、マップ等を利用して地元の皆さんに、啓蒙といいますか PR をしていきたいと考えております。以上でございます。

■ 委員

市長が「この見える地域に大型施設をつくりたい。」と言ったけれども、本当に地質の問題、排水の問題、道路の問題、そこを理解して言っているのか。先に、そういうふうなことをしっかりと、排水路が 1 分の 1 あるのかないのかとか、あれだけの面積を埋め立てて、今の農地から宅地に変えた時に確率は絶対に下がっていきますよね。1 をきってしまいひどい排水状態になる。その排水の放流先が 5 分の 1 の所へ出すまでに、どういうふうな措置を取っていくのか。今言う袋井市で金をもって全部直してやれるのか。できれば 5 分の 1 以上の確率でないと、もし何かあった時に住民は騒ぐと思いますね。そこがしっかりしていないにも関わらず、市長のあのような発言を聞くと不安を感じます。

今までの袋井市の計画の中に載っていれば言えますが、今までの袋井市の各計画の中に全然載っていないですね。載っていないような大きな問題を出す時は、必ず今言う道路、排水、地域の環境そういうふうなものを調査して大丈夫

だと、行政としても5分の1以上の確率の排水をつくりますという自信があると言うならいいですけど、その事についてどの辺まで考えているのか。ひとつの例としてですけどね。

会長

排水問題、調整の問題このへんはどの程度の考え方を持っているかわかるように。

都市建設部長

先ほど市長が言われましたこのエリアにつきまして、具体的に進出についての話は、受けておりません。実際に現状は、把握しておりますが、例えばここを市街化した時にどういう状況になるかというところまでは、細かく調査をしておりません。

都市計画上で、例えば人が広がっているエリアを用途設定をして、市街化を促進するというような場合、今■■■■委員が言われたとおり周辺の道路の状況、治水の状況、そういうものはつぶさに調査を行い、問題をクリアして用途設定をしていくというのは基本であります。

今回こういうところの開発についても、用途設定をするかしないかは別として、やはり同じようなことで確認をして安全であるというものを十分吟味して、作業の方を進めていく事になります。

それからこういうエリアの中で開発をする現状の水田が、水田以外のものに土地利用が変わるといようなことになると、雨がふりまして本線へ水が流れる流出量が、水田と宅地では大きく変わってきますので、基本的にこういう開発にあたっては、開発前の放流量をオーバーする量については、エリアの中で調整してもらおうといようなことで当然指導していきますので基本的には、開発をしたとしましても、下流の河川の許容流量しか流せないような形に対応するということで、指導していくことになります。具体的に今回こういうエリアを開発するといことであれば、道路を含めて治水も諸々全てクリアするよような形で指導をしていくし、行政で対応できるものは行政で対応するといよように考えています。

■■■■委員

現在調査をしている訳ですね。それで平成18年から今後のものについてやっていきたいといことで、合併する前の新市建設計画に記載されていないものをするといことは大きな変更ですよ。

それを市長が言ってやるということ事態に、これ(市国土利用計画)をつくるという意味に何があるのか。だから市長があのように言った時に、袋井市では合併前にこれだけの変更をしてこういうふうなものを誘致したいです。河川もこのように直します。道路もこのようにします。環境はこのように保護をしますと示すことが普通だと思う。それと同時に、今言った調整池をつくって調整して出すというけど、それは、河川への放水量は間に合うものではない。どこの企業を誘致してもかなりの量がでてくる。そういうふうなものを見たとき、やはり住民が安心安全にできるかどうか。それは、しっかり調査をした中でつくるなら、河川をどれくらいのものにすれば安心安全が保たれるのか。そういうふうなことを調査してから行い、市長が言うべきではないか。

今これ(市国土利用計画)をつくろうとしている時に事前に言ってしまっては、この都市計画のどこに入っているのですか？ということになると思う。その辺を慎重に。

委員

委員の言い分は、少しは理解しなければならない部分もありますが、区画形質の変更を全て伴いますので、都市計画法 29 条に基準があります。委員の意見を批判しては、申し訳ないですが法律の基準を少し超えたような発言があると思います。

それと、もうひとつ市長が大型ショッピングセンターの事を言われましたが、それはそれでそういうふうなことがありますよということで、後のことについてクリアしていかなければいけないものはクリアしていくということです。今その事だけを拾いあげて言うことはいかがかなと思います。

それと都市計画を定めるにあたって、委員の言うように全ての事を調査して都市計画を定めるということは、今はどこの市町村でも行っていないと思います。そのようなことをすれば、大変なことになりますのでね。技術的にできないですよ。用途地域を定めるにも、ここを工業地域に定めるにも、河川の計画はどうだとかやっていないと思います。必要かもしれないけど、そこまではやれないですね。皆さんにお知らせしておきます。

会長

委員の心配事がよくわかりますけどね。調査そのものに限界があるということもございますので、できるだけ地域に心配がないように考えていく必要はあるかと思いますが、全部が全部そういうわけにはいきません。

例えば、今話題になりました大型店の進出これについては、当然大きな問題をクリアをしていかないと許可はできないということになります。

■委員

私は、大型店のことだけを言っているのではありません。たまたま市長が言ったからそういうふうなことをいったのであって、他にもそのような事がある訳ですよ。パチンコ屋の問題もそうだし、そういうことがしっかりしていないと、もし大水で浸かった場合、誰の責任だと、行政は何をやっていたのかと必ず言われます。そこをしっかりとやっていただきたい。大型店をつくればつくっていいですよ。

会 長

心配事がいろいろありますけど、事務局は、そういう事も考えにいれて進めていてほしい。

■委員

審議会ということで前向きな姿勢でやっていくのは、いい事ではないでしょうか。一般的に、それがどこの市町村もやっていないという話で、袋井は袋井としての審議会を今日は設けた訳ですが、この前、浅羽で総合審議委員会がありました。いろいろの審議会委員として、あそこの公園をつくりたい、ここのどぶ板を直したいということでは、子どもが親に車を買ってくれ、着物を買ってくれというような程度に受け取れて、私は非常に残念の思うわけです。

今日は、道路の審議会ですね。大きなビジョンを立った中で、100年に一度か1000年に一度かわかりませんが有事の場合が出てくると思います。浅羽は海拔0地域ではないか、そういう面により太田川から津波が来たら大変だと思います。

磐田警察署へ用事で行った時「いざ津波が原野谷川を上ってきて河川敷で波乱するとすれば、そういう時はどうするのか。」というとんでもない例を言われました。そういう面からいって、新しい袋井市の半分は、海拔0mということに対してもう少し将来的な100年500年に一度の東海地震という事が出ておりますがそれに対する対応をする。道路に対しても袋井市は地盤が悪いという経緯の問題から道路高は非常に低い、地耐力がないということです。

先般浅羽の海岸へ5,000本の松の植樹をしましたが、非常にいいことであります。いろいろの面で想定して考えをまとめていくことが必要だと思います。

袋井は地域にあった道路計画と用途指定というものがあります。道路計画期

限は平成 27 年までということですが用途指定の問題、浅羽町と一緒にしたこと  
とでどう考えているか。お題目は中東遠の中核都市として、カッコいい文面も  
言っておりますがそれに対して基本的な問題が何にも指示されない。こういう  
審議会をもって審議をするのが審議会ではないのですかね。

それから用途指定をした工業地域の中であっても住宅会社が住居として購入  
する。また駅南に対しても乱開発ということであり、用途指定がしっかりして  
いないからである。将来の中東遠の中核都市一番の中心であると、そういう事  
を口では言えますが、それに対して何も基本的な手を打たないという事が感じ  
られます。

審議会というものは、定義のあるもので小さな事を言うのではなく、市長と  
しての方針というものをしっかり打ち出してもらって「これだけは、やりたい  
ので認めよ。」というぐらいの姿勢を是非とっていただきたいというふうに思っ  
ております。

当面の問題で一番大きな問題は、道路と用途指定というものがいかに大事か  
という事をいっているわけですが用途指定だけはしっかり見直し、用途指定は  
何年期限になっているのかわかりませんが、新市になったのでこの審議会本年  
から 27 年までという想定をし、一つ例としてお考え、よろしく願います。

会 長

委員から土地利用に絡んだ用途の見直し、その辺がどうかということで  
ご意見ありますけれどその辺は、何か考え方ありますか。

委員

用途地域、工業地域色々な色塗りされておりますが、数年前市に公表した中  
で色塗りは難しかったと思います。

会 長

今回土地利用を進めている中で、もちろん浅羽の方も含めた計画ですが、そ  
れではいけないのではないかと何か案がでてこようと思いますが、今回、具  
体的にそういう案がでてないと思いますが、将来的に考えて十分踏まえていけ  
ればと思います。

委員

海拔地盤を、浅羽、磐田は 0 m と言っております。ある時知事とあった時に、  
この地域は海拔何 m ですよということを、一般住民に知らせるということをお  
考えしてほしいということをおっしゃる覚えがあります。

会 長

具体的な例で今発言がありましたが、今回土地利用についての報告であります。

■ 委員

土地利用の問題についても、昔の浅羽町と袋井市の接点である柳原とか高台の貫名地、平芝周辺、そのような境界をどのようにすればよいのかを、もう少し土地利用の中で考えていただいて、排水の問題もどっちに流したらいいのかとか、大きな面を見て土地利用をもう少し真剣に兼ね合いを取りながらやっていただければならない。

会 長

ただ今、いろいろご意見でましたけど参考にさせていただきたい。ほかにございませんか。いろいろご意見いただきありがとうございました。

ほかにございませんか。ないようですので、本日予定をしました案件につきましては以上でございます。後の進行は事務局へお返しいたします。皆様のご協力、心より感謝申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

計画係長

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。また、会長におかれましては、会議の進行等、大変ありがとうございました。

以上をもちまして袋井市都市計画審議会を閉会させていただきます。みなさんお疲れさまでした。

【11時04分閉会】

会議録署名人

印

---

印

---